

広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定

～23年ぶり、広島地方労働審議会が答申～

広島地方労働審議会（会長 ^{むらかみけいこ}村上恵子）は、令和8年5月13日に、広島労働局長（^{みやはらしんたろう}宮原真太郎）に広島県電気機械器具製造業最低工賃に係る答申をしました。

この答申は、令和8年1月23日に広島労働局長が諮問し、同審議会広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会で審議し、現行の金額を引き上げることが適当である旨が取りまとめられたものです。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出（申出期限は令和8年5月28日）等の手続きを経て改正決定することとなり、効力発生日は令和8年7月下旬の見込みです。

改正決定されれば、平成15年以来、23年ぶりの改正となります。



答申内容

品目	工程	規格	金額
ワイヤー ハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミメートルで、2回半巻きのもの	1か所につき 85銭
	コネクタの挿入（コネクタの指定の位置にリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むものをいう。）	自動車用で、長さが1,500ミメートル以下の電線について行うもの	1か所につき 53銭
		自動車用で、長さが1,500ミメートルを超える電線について行うもの	1か所につき 61銭
		自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき 38銭
基板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個につき 68銭
	はんだ付け（手はんだによるものに限る。）	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所につき 39銭
		集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1か所につき 73銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け（手はんだによるものに限る。）		1か所につき 1円30銭

広島県内で上記業務に従事する家内労働者及び家内労働者に業務を委託する委託者に適用されます。

※電気機械器具製造業を含む最低工賃はこちらをご覧ください →

